

## 別紙1（第3条関係）

### インクルーシブ雇用推進業務 仕様書

#### 1 総則

インクルーシブ雇用推進業務（以下「業務」という。）は、契約書に定めるもののほか、この仕様書により実施するものとする。

#### 2 事業の目的・趣旨

近年、就労に結びついていない就労困難者の問題が顕在化している。障害者手帳を持つ障害者については、比較的、充実した本人支援制度が展開されており、また企業への雇用義務付けがあることから、ある程度、就労が進んできている。反対に、全国に約1,500万人（※1）、静岡市内で約8万人（※2）いるとされる就労困難者（※3）については、就労意欲・能力があるにもかかわらず、本人への支援制度が未整備であり、また雇用する側のメリット・ノウハウが未確立であることから、就労があまり進んでいない状況である。こうしたことから、これら就労困難者の孤立化・疎外感の高まりといった社会的問題及び生活困窮・自立阻害といった経済的問題も生じている。

一方で、企業側に目を向けると、生産年齢人口は減少の一途であり、静岡市においても令和12年までの10年間で約3万人減少すると見込まれている。加えて、静岡商工会議所の令和5年度調べによると会員企業の約7割は、採用計画未達となっている。また、静岡市が令和5年度に実施した実態調査によれば、市内企業の約6割が「人手不足」と回答している。さらに、静岡労働局管内では、有効求人倍率が高止まり状態であり、特に警備・保安分野及び福祉・介護分野などで顕著となっている。以上から、企業の人手不足はかなり深刻であり、従来の採用活動では必要な人員を確保することは困難な状況になっていると言わざるを得ない。

そこで、静岡市では、これまで雇用の機会が十分になかった「就労困難者」に着目し、就労困難者本人へは新たな支援の枠組みを構築することを、企業へはこうした就労困難者を雇用するための基準づくりや、雇用のメリット・ノウハウを確立させることを目指すべく、「インクルーシブ雇用推進事業」を実施する。本事業では、主に①就労困難者雇用の相談があった企業等への支援（コンサルティング）、②就労困難者雇用の可能性がある企業等の新規開拓、③就労困難者雇用マッチング・継続雇用に向けた指導・助言等を行うことにより、多様な就労困難者の持続的なインクルーシブ雇用のための支援手法を検証・考察し、これらを「インクルーシブ雇用モデル」として確立することを目指す。併せて、障害者手帳を持つ障害者のように、企業等が客観的かつ明確に就労困難者を雇用できるよう、「就労困難者を判定する仕組み」を構築することも目指す。

- ※1 2018年、公益財団法人日本財団調べ
- ※2 公益財団法人日本財団の全国推計値を、静岡市の人口割合で按分したもの
- ※3 就労することに困難を抱えている、障害者手帳を持たない障害者、難病患者、ニート、ひとり親、就職氷河期世代、高齢者等、がん患者、外国人、性的マイノリティ、ひきこもり、生活困窮者、生活保護受給者及び刑務所出所者等のことを指す。

### 3 本事業の対象

#### (1) 企業等

静岡市内の企業等

#### (2) 就労困難者

- ① 本事業の対象とする就労困難者は、就労に困難を抱えている次の表のいずれか又は全てに該当する静岡市民（静岡市外から静岡市内へ現に通勤し又はこれから通勤しようとする者を含む。）とする。

| 区分              | 定義                                                                             | 市内支援対象者数（推計） |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| ア 障害者手帳を持たない障害者 | 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれも所持しない者のうち、これら障害者と同等の障害があると認められるもの                | 約19,000人     |
| イ 難病患者          | 難病であると医師から診断を受けた者（障害者手帳を所持している者を除く。）                                           | 約5,000人      |
| ウ ニート           | 35歳未満の無業者（家事、就学、就労又は職業訓練のいずれも行っていない者のことをいう。）                                   | 約3,100人      |
| エ ひとり親          | 婚姻していない又は配偶者の生死が明らかでない者（その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいるものを除く。）のうち、生計を一にする子がいるもの | 約3,500人      |
| オ 就職氷河期世代       | 昭和45年から昭和60年までに出生し、いわゆる「就職氷河期」に学校を卒業し、就職時期を迎えた者のうち、現在、無業又は不安定な就労状態にあるもの        | 約6,000人      |
| カ ひきこもり         | 社会的参加（家事、就学、就労又は職業訓練若しくは家庭外での交友など）を回避し、原則として6か月以上に渡って家庭に留まり続けている者              | 約8,000人      |

【参考】 その他の就労困難者

令和6～7年度にかけて実施した「インクルーシブ雇用推進業務」では、上記のA～Cに加えて、就労困難者の主たる属性として以下の属性を位置づけていた。なお、年齢又は在学の有無で定義する属性を除き、未成年者又は在学中の者なども幅広く対象としている。

| 区分         | 定義                                                   |
|------------|------------------------------------------------------|
| キ 高年齢者等    | 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第2条で規定する者             |
| ク がん患者     | がん（悪性腫瘍）であると医師から診断を受けた者（寛解した者を除く。）                   |
| ケ 外国人      | 在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた者（就労活動に制限のない在留資格を有している者に限る。）   |
| コ 性的マイノリティ | 比較的多数の者とは異なる性的指向を持っている者又はからだの性と異なる性を自認している者          |
| サ 生活困窮者    | 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条で規定する者                    |
| シ 生活保護受給者  | 生活保護を受けている者                                          |
| ス 刑務所出所者等  | 刑事収容施設から釈放された元受刑者又は少年院を退院した元在院者（仮釈放された者又は仮退院した者を含む。） |
| セ その他      | 上記AからSまでの該当の有無を明確に判断できないものの就労支援が必要と認められる者            |

4 業務の仕様

具体的な業務内容は次のとおりとする。

(1) 本業務の運営及び進捗管理

本業務及び関連する事業全体の管理・マネジメントを行うことで、円滑な業務遂行を図ること。

(2) 就労困難者の雇用を検討する企業等への相談支援（コンサルティング）

新規開拓した企業等に対し、就労困難者の雇用に必要な各種指導・助言を行うこと。

(3) 就労困難者及び企業等向けの事業PR（広報）

就労困難者及び企業等向けに事業をPR（広報）すること。

(4) インクルーシブ雇用に関する普及啓発・イベント

インクルーシブ雇用の理念や考え方を幅広く広報し、理解を促進するための普及啓発・イベントを開催すること。なお、普及啓発・イベントの対象者は特に限定せず、幅

広く企業等及び市民の一般とすること。

(5) 企業等向けのインクルーシブ雇用研修（セミナー）

主に企業等の経営者及び人事担当者向けに、インクルーシブ雇用を実践するための研修（セミナー）を開催すること。なお、研修参加企業は、新規開拓した企業等に限らず、幅広く参加を呼びかけること。

(6) 就労困難者の雇用可能性がある企業等の新規開拓

① 就労困難者雇用の意向又は興味関心のある企業等を訪問し、各種説明を行い、理解をいただくことで、インクルーシブ雇用に協力してくれる企業等を新規開拓すること。

② 新規開拓した企業等は、実際の雇用有無にかかわらず「協力企業」としてリスト化すること。なお、企業等へ次の内容を説明し、了解を得ること。

ア 協力企業リストに掲載すること。（ただし、リストは現時点では公開せずに、受託者及び静岡市のみで共有する。なお、将来、公表することになる場合は、改めて意思を確認する。）

イ 協力企業リストに基づいて、就労困難者の紹介やマッチング支援を行うこと。

ウ 翌年度以降に本事業が継続する場合は、静岡市を通じて次の受託者へ協力企業リストを提供すること。

エ 協力企業リストからの削除をいつでも申し出ることができること。

③ 新規開拓した企業等から求人の申し出があった場合は、受託者が許可を受けている職業紹介事業の条件に従って対応すること。なお、この際は、公共職業安定所（ハローワーク）へも求人を出すように勧奨すること。

(7) 就労を希望する就労困難者への就労相談支援

就労を希望する就労困難者への就労相談支援を実施し、就労へ繋げること。この際は、受託者が許可を受けている職業紹介事業の条件に従って対応すること。

この就労相談支援の実績件数は、対面、電話又はオンライン会議システムにて面談し、具体的な指導又は助言（内容が、問い合わせへの回答、情報提供又は相談予約対応のみに限られるものを除く。）を行ったものを計上すること。また、1人の者から同日中に複数回の相談を受けた場合でも、1件として計上すること。

(8) 企業等の求める人材と就労希望者の能力・適性判断（マッチング）支援

企業等と就労希望者とを繋げ、雇用に結びつけるための各種支援（マッチング支援）を実施すること。この際は、受託者が許可を受けている職業紹介事業の条件に従って対応すること。

このマッチング支援の実績件数は、1人の者を1つの企業等へ紹介し、その者を対象とした具体的な採用プロセス（採用選考の前の職場体験などを含む。）に着手したときに1件として計上すること。また、本契約期間中に同一人物を同一企業等へ複数回に渡ってマッチングさせた場合でも、1件として計上すること。

(9) 雇用された就労困難者の雇用継続のための本人及び企業等へのカウンセリング、助言等

雇用された就労困難者が持続的に雇用され続けるための定着支援として、雇用企業を定期的に訪問し、本人及び企業等へ各種支援を実施すること。

(10) 商工会議所等の関係団体への広報協力依頼

商工会議所等の関係団体に対し、事業の広報の協力を依頼すること。なお、依頼先は受託者が開拓すること。ただし、依頼に際して静岡市の申し添え等が求められている場合は、静岡市は必要な範囲で協力する。

(11) 就労困難者を支援する各関係機関との連携

就労困難者を支援する各関係機関と連携すること。なお、連携先は受託者が開拓すること。ただし、連携に際して静岡市の申し添え等が求められている場合は、静岡市は必要な範囲で協力する。また、求人情報を取り扱う「公共職業安定所（ハローワーク）」や、就労を希望する就労困難者からの相談が多数、寄せられる「静岡市役所内の就労総合相談窓口（静岡市誰もが活躍推進協議会運営）」とは特に綿密な連携、情報共有を図ること。

(12) 実施状況の報告

① 次の実績及び成果を取りまとめ、各月末時点の事業の状況を翌月10日までに月次報告書として提出すること。なお、3月分については、3月31日までに提出すること。報告様式は、任意様式とする。

| 区分   | 取りまとめ内容                                                               |                 | 取りまとめ頻度 |
|------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------|---------|
| ア 実績 | (ア) 企業訪問数                                                             |                 | 毎月      |
|      | (イ) 企業等への相談支援（コンサルティング）件数                                             |                 | 毎月      |
|      | (ウ) 公式ソーシャル・ネットワーキング・サービス新規登録者数、公式ホームページアクセス件数（このうち実施しているもののみ報告すること。） |                 | 毎月      |
|      | (エ) 問い合わせ・情報提供件数（具体的な就労相談支援を行ったものを除く。）                                |                 | 毎月      |
|      | (オ) 雇用継続のための本人及び企業等へのカウンセリング・助言件数                                     |                 | 毎月      |
| イ 成果 | (ア) 利用者数                                                              | a 就労相談支援件数      | 毎月      |
|      |                                                                       | b 普及啓発・イベント参加者数 | 開催の都度   |
|      |                                                                       | c 研修参加者数        | 開催の都度   |

|  |                                           |               |
|--|-------------------------------------------|---------------|
|  | d その他、実施効果を判定できる成果指標                      | 静岡市との協議のもとで決定 |
|  | (イ) マッチング支援件数                             | 毎月            |
|  | (ウ) 協力企業開拓数                               | 毎月            |
|  | (エ) 就労決定者数                                | 毎月            |
|  | (オ) 就労定着者数（3か月経過後）                        | 毎月            |
|  | (カ) 生産性向上企業割合                             | 業務終了時         |
|  | (キ) その他、実施効果を判定できる成果指標（上記（ア）のdで定めるものを除く。） | 静岡市との協議のもとで決定 |

- ② 上記①以外で、静岡市から実施状況等について報告を求められた場合、受託者は求められた事項について速やかに報告すること。

## 5 成果指標（KPI）及び支払方法

### （1）成果指標（KPI）

| 成果指標     |                 | 測定方法                                                                                                                 | 証明書類                                         |
|----------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| (ア) 利用者数 | a 就労相談支援件数      | 上記4の(7)に記載の方法にて測定する。                                                                                                 | ・相談日時、相談者、就労困難者の区分、対応者及び指導・助言内容が記載された相談記録一覧表 |
|          | b 普及啓発・イベント参加者数 | 普及啓発・イベントに参加した者の実人数にて測定する。（複数回に渡って参加したときでも、1人として計上すること。）<br>なお、同目標について、静岡市が国庫事業の採択を受けている新しい地域未来交付金実施計画上では、100人としている。 | ・参加者名簿及び開催記録（写真等を含む。）                        |
|          | c 研修参加者数        | 研修に参加した者の実人数にて測定する。（複数回に渡って参加したときでも、1人として計上すること。）<br>なお、同目標について、静岡市が国庫事業の採択を受けている新しい地域未来交付金実施計画上では、50人としている。         | ・参加者名簿及び開催記録（写真等を含む。）                        |

|               |                                                                                                                                            |                                                                                                                                 |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | d その他、実施効果を判定できる成果指標                                                                                                                       | 事業者の提案に基づき静岡市との協議のもとで決定する。                                                                                                      |
| (イ) マッチング支援件数 | 上記4の(8)に記載の方法にて測定する。                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・マッチング日、相談者、企業等名及びマッチング内容が記載されたマッチング記録一覧表</li> <li>・相談者が就労困難者であることを証明する書類(※4)</li> </ul> |
| (ウ) 協力企業開拓数   | <p>契約期間中に新規で開拓し、登録された協力企業数にて測定する。(契約期間中に登録を抹消し、その後に再登録した協力企業は計上しないこと。)</p> <p>なお、同目標について、静岡市が国庫事業の採択を受けている新しい地域未来交付金実施計画上では、150社としている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力企業一覧表</li> </ul>                                                                      |
| (エ) 就労決定者数    | <p>契約期間中に就労が決定し、実際に就労を開始した者の人数にて測定する。</p> <p>なお、それぞれの就労困難者区分について、計上できる人数は最大で30人までとする。</p>                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用年月日が記載された就労証明書及びその者が就労困難者であることを証明する書類(※4)</li> </ul>                                  |

|                                           |                                                                                                                                             |                                              |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| (オ) 就労定着者数（3か月経過後）                        | 上記（エ）の者のうち、就労を開始した日から3か月経過後も就労を継続している者の人数を測定する。（契約期間中に限る。）<br>なお、それぞれの就労困難者区分について、計上できる人数は最大で30人までとする。                                      | ・採用年月日が記載された就労証明書及びその者が就労困難者であることを証明する書類（注4） |
| (カ) 生産性向上企業割合                             | 就労困難者を新規雇用した企業への聞き取り（アンケート）により測定する。<br>なお、同目標について、静岡市が国庫事業の採択を受けている新しい地域未来交付金実施計画上では令和7年度以降、令和6年度実績値（39.5パーセント）比で毎年度7.5パーセントずつ増加させることとしている。 | ・聞き取り（アンケート）結果                               |
| (キ) その他、実施効果を判定できる成果指標（上記（ア）のdで定めるものを除く。） | 事業者の提案に基づき静岡市との協議のもとで決定する。                                                                                                                  |                                              |

※4 就労困難者であることを証明する書類は、原則として次のとおりとする。ただし、受託者は、静岡市の了承を得た上で、これらに代わるものとして客観的に証明できる方法を採用することができる。

| 区分              | 就労困難者であることを証明する書類                      |
|-----------------|----------------------------------------|
| ア 障害者手帳を持たない障害者 | 医師の診断書                                 |
| イ 難病患者          | 医師の診断書又は特定医療費（指定難病）受給者証の写し             |
| ウ ニート           | 生年月日が分かる本人確認書類又はその写し及び就労支援機関が発行する利用証明書 |

|           |                                                                                                         |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| エ ひとり親    | 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当を受給していない場合は、ひとり親であることを証明できる全部事項証明書（戸籍謄本の写し）又は一部事項証明書（戸籍抄本の写し））及び子に障害があるときはそのことを証明する書類 |
| オ 就職氷河期世代 | 生年月日が分かる本人確認書類又はその写し及び就労支援機関が発行する利用証明書                                                                  |
| カ ひきこもり   | 就労支援機関が発行する利用証明書                                                                                        |

(2) 成果指標目標値及び支払基準

① 委託料総額

委託契約第3条第3号にて定めた金額を上限額として、次に定める内訳に従って支払う。

- ア 最低保証額（固定支払い分） 上限額から6,000,000円を減じた額（税込）  
 イ 成果報酬額（変動支払い分） 6,000,000円（税込）

② 成果指標及び成果報酬額

| 成果指標          |                      | 成果指標                               | 成果報酬額            |
|---------------|----------------------|------------------------------------|------------------|
| (ア) 利用者数      | a 就労相談支援件数           | 事業者の提案(a～dより選択)に基づき、項目、測定方法、目標値を決定 | 600,000円<br>(上限) |
|               | b 普及啓発・イベント参加者数      |                                    |                  |
|               | c 研修参加者数             |                                    |                  |
|               | d その他、実施効果を判定できる成果指標 |                                    |                  |
| (イ) マッチング支援件数 | 50件未満                | 0円                                 |                  |
|               | 50件以上75件未満           | 300,000円                           |                  |
|               | 75件以上100件未満          | 600,000円                           |                  |
|               | 100件以上125件未満         | 900,000円                           |                  |
|               | 125件以上               | 1,200,000円                         |                  |
| (ウ) 協力企業開拓数   | 125社未満               | 0円                                 |                  |

|                                           |                           |              |
|-------------------------------------------|---------------------------|--------------|
|                                           | 125社以上150社未満              | 300,000円     |
|                                           | 150社以上175社未満              | 600,000円     |
|                                           | 175社以上200社未満              | 900,000円     |
|                                           | 200社以上                    | 1,200,000円   |
| (エ) 就労決定者数                                | 1人につき                     | 40,000円      |
|                                           | 上限(40人)                   | 1,600,000円   |
| (オ) 就労定着者数(3か月経過後)                        | 3か月定着1人につき                | 40,000円      |
|                                           | 上限(35人)                   | 1,400,000円   |
| (カ) 生産性向上企業割合                             | 54.5%以上                   | 成果報酬額には紐づけない |
| (キ) その他、実施効果を判定できる成果指標(上記(ア)のdで定めるものを除く。) | 事業者の提案に基づき、項目、測定方法、目標値を決定 | 成果報酬額には紐づけない |

### (3) 支払方法

静岡市は、最低保証額(固定支払い分)及び上記(2)にて算出された成果報酬額(変動支払い分)を、契約期間終了後にて一括して支払う。

静岡市は、受託者より報告書を受領後、これをもって検査確認を行い、成果指標に係る評価結果を受託者へ通知する。受託者は、通知を受領後、請求書を静岡市に提出する。静岡市は、受託者からの請求書を受領後、受領日から30日以内に、受領した請求書にかかる金額を支払う。なお、受託者は、静岡市による成果指標の評価に必要な資料の提供その他について協力すること。

### (4) 成果指標目標値の設定

受託者は、上記(2)の②の(ア)及び(キ)、その他実施効果を判定できる成果指標について、項目、測定方法、目標値を提案し、静岡市と協議の上、決定すること。

なお、目標値を提案する際は、実現可能性が高いことを客観的に示す根拠(具体的な業務実施方法、連携予定先など)を示すこと。

## 6 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

## 7 完了報告

受託者は、業務完了後、速やかに以下の書類を書面及び電子データにて提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 実績報告書

上記4の(12)にて取りまとめた内容の年間実績・成果を記載するほか、業務全般の実績を記載すること。

- (3) 成果報酬額(変動支払い分)に係る成果報告書(上記5の(1)にて定めた証明書類を含む。)
- (4) 支援手法・困難者判定の検証・考察(レポート)
- (5) その他参考となる資料

## 8 留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、静岡市と連携を密にし、疑義が生じた場合は、静岡市、受託者双方が協議の上、これを処理する。
- (2) 本業務の目的を十分に把握し、本業務の遂行に必要な事項について静岡市と調整を図り、適切な事業計画を立案・作成すること。
- (3) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (4) 本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、静岡市が提供する資料等を第三者に提供し、又は目的以外に使用しないこと。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律及び静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守すること。
- (6) 本業務の遂行に当たって、受託者と関係者等との間の苦情、トラブル等が発生した場合は、受託者が迅速かつ誠実に対応すること。対応が困難な苦情等が発生した場合は、迅速に静岡市に報告し、対応を協議すること。
- (7) 本業務で得られた成果物(上記7の報告書を含む。)に係る全ての権利は、静岡市が所有するものとする。また、静岡市は、個人情報等の公開できない情報を除き、当該成果物を自由に公表し、また使用することができる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、静岡市、受託者双方が協議の上、これを決定する。

## 別紙2（第10条関係）

### 個人情報の保護に関する取扱仕様書

#### 1 個人情報保護の基本原則

乙は、この契約に基づく業務（以下「業務」という。）の実施に当たり、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

#### 2 個人情報の漏えい等の禁止

乙は、業務に関して、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

#### 3 使用者への周知

乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。

#### 4 適正な管理

乙は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

#### 5 収集の制限

乙は、業務において個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。

#### 6 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

#### 7 複写及び複製の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施に当たり甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### 8 資料等の返還

乙は、業務の実施に当たり甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### 9 再委託等における個人情報の取扱い

乙は、契約書第11条第1項ただし書の規定により甲の承認を受けて業務を再委託する

場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等に、この契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、乙は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを甲に提出するものとする。

#### 10 事故発生時における報告

乙は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。